

令和 7 年 8 月 25 日

令和 7 年度第 5 回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年8月25日（月）

午後1時30分開会～午後3時55分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第22号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第23号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和7年度地区座談会の開催状況について

2) 企画

協議（1） 水稲検見について

報告（1） 農業行政視察研修の報告について

3) 専門委員会

協議（4） 調査検討委員会の委員の互選について

協議（5） 調査検討委員会の副委員長の選出について

5. 出席農業委員(24名)

1番 菅原 ひろみ 委員

2番 小野寺 正晃 委員

3番 布塚 幸子 委員

4番 中本 奈美 委員

5番 白川 知則 委員

6番 高橋 順子 委員

7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻井 正幸 委員

9番 斎藤 真理子 委員

10番 菅原 清一 委員

11番 佐々木 正彦 委員	12番 下山 信行 委員
13番 高橋 英理子 委員	15番 鈴木 至 委員
16番 佐藤 裕之 委員	18番 佐々木 俊通 委員
19番 佐々木 大 委員	20番 中森 昭悦 委員
21番 中鉢 守 委員	22番 菅原 まり子 委員
23番 今野 久男 委員	24番 中條 泰洋 委員
25番 熊谷 安正 委員	26番 佐々木 政直 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

13番 横山 昌弘 委員	20番 千葉 敏昭 委員
21番 高橋 信宏 委員	

7. 欠席委員(2名)

14番 只埜 和臣 委員	17番 佐藤 伸幸 委員
--------------	--------------

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長	竹内 満博	事務局次長	三浦 伸一
事務局長補佐	星 充浩	事務局長補佐	桑添 滋行
主幹兼係長	石垣 佳子	主幹兼係長	湯山 栄大
主事	門脇 啓太	再任主査	相澤 勝博
主査	加藤 邦彦	主事	佐野 敏光
主事	及川 隆司		

午後1時30分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第5回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、14番只埜和臣委員、17番佐藤伸幸委員であります。14番只埜和臣委員、17番佐藤伸幸委員からは欠席の届出があります。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和7年度第5回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。3番布塚幸子委員、4番中本奈美委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星事務局長補佐）

[報告 1～3 の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から 3 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。議案第 19 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」番号 81 から 90 までの 10 か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 19 号番号 81 から 90 までの 10 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 86 について伺います。遠方の譲受人が遠方の土地を取得することになるが、今回、既に 19,000 m² も貸付しているのに、なぜわざわざ遠方で農地を増やすのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

こちらの土地については、譲受人と譲渡人の母がもともとブルーベリーを作付けしていました。今回、譲渡人の母が亡くなり、相続が発生しています。実際の管理・耕作は譲受人が行っており、譲受人に土地を渡す形になっていたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第 19 号番号 81 から 90 までの 10 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第19号番号81から90までの10か件について、許可と決定いたします。

次に、議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号10の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

8月22日金曜日午前9時から、農業委員18番委員、19番委員、20番委員、推進委員13番委員、20番委員、21番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号10を19番委員お願いします。

19番（佐々木大委員）

番号10を報告いたします。転用目的は、自宅進入路の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、一部でアスファルトが舗装され、一部で碎石が敷かれています。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。申請地周辺に田畠はなく、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に一部アスファルト舗装がされており、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第20号番号10の1か件について、質疑を承ります。

質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

自宅進入路とあるが、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定

について」の番号 44 への進入路であれば、自宅進入路ではなく、借地への進入路になるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

まず「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」については、申請人の自宅への自宅進入路となっています。また、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」は、別な場所からの進入路の計画になっており、今回は申請人の自宅への進入路となっています。

議長（佐々木政直会長）

4 番委員、よろしいでしょうか。

4 番（中本奈美委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

無断転用となった経緯の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地は、今回分筆し、既に進入路として使っている部分のみで申請しています。当初は周辺の地番も含め、広い農地でした。当該進入路は、現在は他界している申請人の祖父が昭和 25 年または 26 年頃、居宅を建てた際に道路からの居宅までの進入路として使用していたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解しました。先代の方が使用していたという話なので、今回は申請人から顛末書をいただくことが妥当ではないかと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので、無断転用であることから申請人から顛末書の提出を求めるという意見がありました。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

それでは、異議なしと認め、無断転用である議案第20号番号10の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、無断転用である議案第20号番号10の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号31から49までの19か件について、審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号31から49までの19か件の現地調査の報告をいたします。番号31から33までの3か件について、20番推進委員お願いします。

20番（千葉敏昭推進委員）

番号31を報告いたします。転用目的は、駐車場15台分、通路の整備です。申請地周辺の状況は、墓地と畠に囲まれていました。申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の第1種農地ですが、既存施設の拡張に係る部分の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないもの

で、既存施設に接続して整備するものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

番号 32 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と水田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、おおむね 300m 以内に鉄道路線の駅の施設が存在する第 3 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

番号 33 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 4 台分の整備です。申請地周辺の状況は、居宅と道路に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は U 字溝、汚水は公共下水道に流す計画で、盛土と切土がないため、土砂流出に問題はなく、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 34 と 35 を 19 番委員お願いします。

19 番 (佐々木大委員)

番号 34 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と畑に接している農地で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号 35 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林と道路に囲まれた農地で、申請地の管理状況は、雑草と雑木繁茂の状態でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 36 から 39 を 13 番推進委員お願いします。

13 番 (横山昌弘推進委員)

番号 36 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 3 台分の整備です。申

申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされており、一部耕起されていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝、污水は公共下水道に流す計画で、周辺への影響はないと判断されます。

次に番号37と38を報告いたします。転用目的は、宅地分譲6区画、位置指定道路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、水稻が作付けされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流す計画で、土砂流出対策として境界に擁壁を設置する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号39を報告いたします。転用目的は、宅地分譲2区画、位置指定道路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流し、土砂流出対策として境界に擁壁を設置する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号40から43を18番委員お願いします。

18番（佐々木俊通委員）

番号40を報告いたします。転用目的は、宅地分譲10区画、位置指定道路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、一部水稻作付、一部雑草繁茂の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流し、土砂流出対策として境界に擁壁を設置する計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号41を報告いたします。転用目的は、資材置場、プレハブ倉庫、駐車場8台分の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と雑種地に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、土砂流出対策として境界に擁壁を設置する計画で、周辺への影響

はないと判断されます。

続きまして、番号 42 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 2 台分の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、丈が低い草がありましたが、除草管理された様子でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。申請地周辺に田畠はなく、周辺への影響はないと判断されます。

続きまして、番号 43 を報告いたします。転用目的は、集合住宅 1 棟、駐車場 16 台分、通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、一部に砂利が敷いてあり、一部庭木、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。申請地周辺に田畠はなく、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に砂利が敷いており、庭木があり、無断転用と思われます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 44 から 46 を 20 番委員お願いします。

20 番 (中森昭悦委員)

番号 44 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 4 台分、庭、ガーデニング、進入路、通路等の整備です。申請地周辺は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理されていましたが、単管パイプで組まれた小屋に埃をかぶった乗用車が入っておりました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。申請地周辺に田畠はなく、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に車庫として利用されており、無断転用と思われます。

次に番号 45 を報告いたします。転用目的は、中古車両置場、通路の整備です。申請地周辺の状況は田と道路に接している農地で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の第 1 種農地ですが、既存施設の拡張に係る部分の面積が既存施設の面積の 2 分の 1 を超えないもので、既存施設に接続して整備するものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号 46 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 47 から 49 を 21 番推進委員お願ひします。

21 番 (高橋信宏推進委員)

番号 47 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、道路に接している農地です。申請地の管理状況は、除草管理がされている畑地でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号 48 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、道路に接している農地です。申請地の管理状況は、除草管理がされている畑地でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号 49 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理されている畑地でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

以上で現地調査報告を終了します。

議長 (佐々木政直会長)

それでは、議案第 21 号番号 31 から 49 までの 19 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。10 番委員。

10 番 (菅原清一委員)

番号 44 について伺います。無断転用ではないかと報告がありましたが、既に

車庫として利用している状況となった経緯等について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人が平成16年頃から車庫を単管パイプで建築をし、利用していると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいでしょうか。

10番（菅原清一委員）

了解しました。平成16年頃から車庫として譲受人が利用していることを確認しているのであれば、譲受人から始末書をいただくことが妥当ではないかと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、番号44に関連して質疑ございますか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

今回、車が置いてあったということだが、車は動かすことはできなかつたのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

現在、譲受人が仕事のため遠方にいるということで、行政書士を通しての申請のため、その旨の話はしたのですが、遠方にいるため、すぐには避けられない状況でまた、譲渡人の家が隣にあり、実家になりますので、どなたかはいらっしゃるのですが、非常に古い車で、譲受人しか動かせないのか、若しくはすぐには動かない状況なのかということで、譲受人が戻ってき次第移動する状況となります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

車が動かせないので、転用の許可申請をするのであれば、正直、動かしてから許可申請をすることが普通ではないでしょうか。今でなくとも良かったのではな

いでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

状況については、現在新居を建てるため今回の申請となりまして、許可を得ないで農地の部分に単管パイプの車庫がはみ出している状況ですので、その点については説明をしました。当初は速やかに単管パイプを自ら撤去すると話をいただいていたのですが、最終的に、仕事の関係で間に合わないということになり、現在の状況に至っているという経緯となります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

どうしても動かせないので、始末書を提出し申請することは適当ではないと思います。遠方にいても、動かしてから申請してもらうことが通常の形だと思います。わざわざ不正をして始末書を書く状況を自分で分かっていて作ることは、正直、認められないのではないかと思います。その辺、皆さんでもどのように考えているのか慎重に審議した方がいいのではないかと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号44に関連して、皆さんの方から質疑ございますか。ここで、暫時、休憩いたします。

[午後2時23分から午後2時33分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。10番委員。

10番（菅原清一委員）

委員から様々な意見がありました。結果的には、今回の車庫撤去を含めた中でという意見が一番多かったです。撤去については、無断転用でありますので、譲受人より始末書をいただき、車庫を撤去する意見を付して、始末書の提出をお願いすることをまとめたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

10番委員の意見で、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

番号32について伺います。今回、太陽光発電パネルを設置するに当たり、近隣の住宅等があり、火災の対応対策等はどのように考えているのかまた、フェンスからの太陽光発電パネルの距離が位置図に記載があるが、実際にはどのくらい離れているのが適切か教えてほしいです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

普段の維持管理等については、定期的なメンテナンスや管理については年数回現地で行っているとのことです。除草管理は年3回以上とする申請になっています。フェンスからの距離については、一般的に何メートルという定めはありませんが、管理上通常必要な範囲で、農地に対して利用面積が広すぎないかという観点になります。一般的には、この程度であれば、通常の設置範囲と考えています。

議長（佐々木政直会長）

5番委員、よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

了解しました。近隣の方々にご迷惑のかからないように、除草管理等とあわせて、防火対策をきちんと行う形で業者と話を進めていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号43について伺います。無断転用ではないかと報告がありました、経緯等について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

68-2の筆について、既に他界をしている譲渡人の父が、45年から46年前に

隣地の方から勝手に土地に入られたりしないように、庭木を植えてしまったと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

どの筆に砂利や植栽をなされていたのでしょうか。譲渡人が2人いるのですが、どの方の父親がそのようにしたのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

68-2の場所になります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番委員（小野寺正晃委員）

68-2に砂利が敷いてあるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

68-2の場所に庭木が植えてあり、砂利が敷いてあると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

位置図を見ると、どこが庭になるのでしょうか。きれいに区画されていて、位置図が上から見ているので分からぬのですが、現地調査をした際に、宅地化になっているなど、そのような意味合いで庭の造園や造作になっていたのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

位置図の下の方（南の方）に、際から2から3mほど、庭木が手入れされてい

るような感じで植えていて、そこから北の方の何mかのスペースに一面砂利が敷かれていた状況でした。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

わざわざ砂利も植木も敷いて、ほかから侵入しないようにとすれば、枝だけが出ていたのかは分からぬが、本人も他界しており、この辺は第3種農地なので、転用の問題はないと思うが、先代の方も他界しているので、譲渡人から顛末書の提出が必要かと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

番号43に関連して、ご意見ございませんか。なければ、番号43については、譲渡人から顛末書の提出を求めるということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第21号番号31から42、45から49までの17か件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第21号番号43の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいか、さらに、番号44の1か件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第21号番号31から42、45から49までの17か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第21号番号43の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。また、無断転用である議案第21号番号44の1か件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第22号「農地転用事業計画変更承認申請について」番号9から11

までの 3 か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 22 号番号 9 から 11 までの 3 か件について、質疑を承ります。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第 22 号番号 9 から 11 までの 3 か件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 22 号番号 9 から 11 までの 3 か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。

次に、議案第 23 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号 221 から 257 までの 37 か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 23 号番号 232 と 233 の 2 か件については、私、■番委員が関係する案件であります。この 2 か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 23 号番号 232 と 233 の 2 か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、私、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。

なお、私の退席中は、職務代理者である 25 番委員が議事を進行いたします。

[■番 ■■■委員 退席]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

審議を進めます。議案第 23 号番号 232 と 233 の 2 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第 23 号番号 232 と 233 の 2 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 23 号番号 232 と 233 の 2 か件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

なお、■番委員の入室後は、会長である ■番委員が議事を進行いたします。

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第 23 号番号 247 の 1 か件については、■番委員が関係する案件であります。この 1 か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 23 号番号 247 の 1 か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。■番委員退席願います。

[■番 ■委員 退室]

議長（佐々木政直会長）

議案第 23 号番号 247 の 1 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 23 号番号 247 の 1 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 23 号番号 247 の 1 か件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第 23 号番号 254 の 1 か件については、■番委員が関係する案件であります。この 1 か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 23 号番号 254 の 1 か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。■番委員退席願います。

[■番 ■委員 退室]

議長（佐々木政直会長）

議案第 23 号番号 254 の 1 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 23 号番号 254 の 1 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 23 号番号 254 の 1 か件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 23 号番号 221 から 231, 234 から 246, 248 から 253, 255 から 257 の合計 33 か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第 23 号番号 221 から 231, 234 から 246, 248

から 253, 255 から 257 の合計 33 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 23 号番号 221 から 231, 234 から 246, 248 から 253, 255 から 257 の合計 33 か件について同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで審議事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

[午後 3 時から午後 3 時 10 分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

次第の 8 協議事項に入ります。初めに、農政の報告（1）「令和 7 年度地区座談会の開催状況について」担当委員より説明願います。12 番委員。

12 番（下山信行委員）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、担当委員より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、農政の報告（1）「令和 7 年度地区座談会の開催状況について」は終了いたします。

次に、企画の協議（1）「水稻検見について」企画広報委員長より説明願います。

21 番（中鉢守企画広報委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、企画広報委員長より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、企画の協議（1）「水稻検見について」は承認いたします。

次に、企画の報告（1）「農業行政視察研修の報告について」参加した委員を代表して 18 番委員より報告願います。

18 番（佐々木俊通委員）

[視察研修報告]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、18 番委員より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、企画の報告（1）「農業行政視察研修の報告について」は終了いたします。

次に専門委員会の協議（4）調査検討委員会の委員の互選について協議いたします。調査検討委員会の委員の所属は、大崎市農業委員会専門委員会規程第 6 条第 2 項第 2 号並びに第 7 条第 3 項の規定により、会長、農地委員長、農政委員長及び企画広報委員長を除く委員が所属し、会長職務代理者が委員長となります。

これより、調査検討委員会の委員の互選会開催にあたり互選管理人の任命についてお諮りいたします。

調査検討委員会の委員の互選管理人について、桑添滋行事務局長補佐を任命することに委員の承認を求めます。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

ご異議がないようですので、先ほど、申し上げましたとおり、互選管理人を決定いたします。

なお、「大崎市農業委員会専門委員会規程第 2 条第 1 項第 4 号、及び第 2 項第 2 号」により、調査検討委員会の委員は 10 人以内とし、農業委員が担当する区域から各 1 人を選出することになります。ただし、会長職務代理者を除く役員を除きます。

それでは、担当区域に分かれて、調査検討委員会の委員の互選会をお願いいた

します。ここで、暫時、休憩いたします。

[午後3時20分から午後3時30分休憩]

議長（佐々木政直会長）

再開いたします。

それでは、互選会が終了したようなので、互選管理人より、互選会の結果について報告いただきます。なお、この報告をもって通知といたします。

互選管理人（桑添事務局長補佐）

[調査検討委員会の委員の互選結果を報告]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、各互選管理人より報告がありましたが、報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

ご異議なしと認めます。よって、報告のとおり決定いたします。

次に調査検討委員会の副委員長選任について協議いたします。調査検討委員会の副委員長選任について、互選会をお願いいたします。

なお、互選会の会場は奥の会議室とし、委員会で座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思います。ここで、暫時、休憩いたします。

[午後3時35分から午後3時40分休憩]

議長（佐々木政直会長）

再開いたします。

副委員長が互選されたようなので、事務局より報告していただきます。

事務局（桑添事務局長補佐）

それでは、事務局より副委員長の互選について報告いたします。

副委員長には、6番高橋順子委員が互選されましたこと、ご報告いたします。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、それぞれの委員会について、事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

ご異議なしと認めます。よって、事務局より報告のありましたとおり、調査検討委員会副委員長に6番高橋順子委員を選任することに決定します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、調査検討委員会の委員長並びに副委員長より、就任のご挨拶を頂戴いたします。

調査検討委員会委員長（熊谷安正会長職務代理者）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

次に、調査検討委員会副委員長の6番高橋順子委員にお願いします。

調査検討委員会副委員長（高橋順子委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、調査検討委員会の委員長、副委員長、また委員の皆様、よろしくお願ひします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より業務予定をお願いします。

事務局（竹内事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（桑添事務局長補佐）

〔連絡事項〕

事務局（星事務局長補佐）

〔連絡事項〕

6番（高橋順子委員）

〔連絡事項〕

13番（高橋英理子委員）

〔連絡事項〕

9番（齋藤真理子委員）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

以上で、本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。
長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせて
いただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添事務局長補佐）

以上をもちまして、令和7年度第5回大崎市農業委員会定例総会を閉会いた
します。お疲れ様でした。

午後3時55分閉会

大崎市農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和7年8月25日

会長 佐々木 政直

委員 布塚 幸子

委員 中本 奈美